

令和 4 年 2 月 1 日
土木部土木計画調整課

世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 主旨

道路占用料については、固定資産税評価額を占用料算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、3年毎に見直しを行ってきた。

今回、令和3年1月1日を基準日とする固定資産税評価額の評価替えに伴って占用料を改定するため、世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する。

2 改正内容（「条例別表（第2条関係）」の改正）

（1）改正の基本的な考え方

道路の公共性及び特別区の一体性の観点から、当区が管理する区道の道路占用料を、従前と同様に23区の平均土地価格（23区の宅地固定資産税評価額の合計を宅地地積の合計で除した額）を基に算出して改正する。

【基本事項】

道路占用料は、23区の平均土地価格を基に算出することを基本とする。

激変緩和措置として、改定後の単価は、従前の単価の1.2倍を上限とする。

（2）占用料算定結果

23区の平均土地価格は、前回の平成31年改定時と比較して約17%上昇しており、占用物件毎の占用料も増額した。

定額物件の単価は、これまでの改定と同様に、激変緩和措置として現行額の1.2倍を上限額としているため、前回の改定時に上限額の制限に該当しなかった東電柱等では、地価の動向に比例した増額となり、上限額の制限に該当した電話柱や危険防止施設（朝顔等）では、引き続き前回改定時の上限額の1.2倍の増額となっている。

定率物件については、率の数値に変更はない。

3 改定による道路占用料の歳入見込み額

令和3年度当初予算額	令和4年度歳入見込額	増収見込額
29億81百万円	34億71百万円	4億90百万円

4 施行予定日

令和4年4月1日

5 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

別紙

日付：令和4年2月1日

新旧対照表

世田谷区道路占用料等徴収条例

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	占用料			占用物件	占用料	
		単位	金額（円）			単位	金額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につき1年	9,350	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につき1年	7,970
	第二種電柱		14,300		第二種電柱		12,200
	第三種電柱		19,300		第三種電柱		16,500
	第一種電話柱		7,720		第一種電話柱		6,440
	第二種電話柱		12,400		第二種電話柱		10,400
	第三種電話柱		17,000		第三種電話柱		14,200
	その他の柱類		830		その他の柱類		710
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	83		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	71
	地下に設ける電線その他の線類		50		地下に設ける電線その他の線類		42
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	8,180		路上に設ける変圧器	1個につき1年	6,980
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	5,010		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	4,270
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	16,700		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	14,200
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	23,400		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	20,300
	その他のもの	占用面積1平方	16,700		その他のもの	占用面積1平方	14,200

	道路予定区域の暫定有効利用に係る駐車施設	メートルにつき 1年	16,700からAに0.05を乗じて得た額までの範囲内で区長が別に定める額
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		340
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		500
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		750
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		1000
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,500
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		2,000
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		3,500
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		5,010
	外径が1メートル以上のもの		10,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道及び軌道	占用面積1平方メートルにつき1年	14,800

	道路予定区域の暫定有効利用に係る駐車施設	メートルにつき 1年	14,200からAに0.05を乗じて得た額までの範囲内で区長が別に定める額
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	160
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		290
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		420
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		640
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		850
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,280
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,700
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,990
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		4,270
	外径が1メートル以上のもの		8,540
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道及び軌道	占用面積1平方メートルにつき1年	12,400

法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	日よけ及び雨よけ		占用面積1平方 メートルにつき 1年	16,700
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街 及び地 下室	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.004を乗 じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が3以上のも の		Aに0.007を乗 じて得た額
	上空に設ける通路			11,700
	地下に設ける通路			7,020
その他のもの			10,400	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	230
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	23,400
道路法施 行令(昭 和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。)第 7条第 1号に掲 げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方 メートルにつき 1年	23,400
	標識		1本につき1年	13,300
	旗ざお 及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方 メートル又は1 本につき1日	230
		その他のもの	占用面積1平方 メートル又は1 本につき1年	23,400
	アーチ 式工作 物	車道を横断するもの	1基につき1年	234,000
その他のもの			117,000	

法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	日よけ及び雨よけ		占用面積1平方 メートルにつき 1年	14,200
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街 及び地 下室	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.004を乗 じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が3以上のも の		Aに0.007を乗 じて得た額
	上空に設ける通路			10,100
	地下に設ける通路			6,100
その他のもの			9,060	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	200
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	20,300
道路法施 行令(昭 和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。)第 7条第 1号に掲 げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方 メートルにつき 1年	20,300
	標識		1本につき1年	11,300
	旗ざお 及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方 メートル又は1 本につき1日	200
		その他のもの	占用面積1平方 メートル又は1 本につき1年	20,300
	アーチ 式工作 物	車道を横断するもの	1基につき1年	203,300
その他のもの			101,600	

令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	16,700
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	23,400
	危険防止施設			8,640
	詰所			23,400
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	16,700
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額

令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	14,200
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	20,300
	危険防止施設			7,200
	詰所			20,300
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	14,200
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額

	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの その他のもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		

	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの その他のもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		

令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、 トンネ ルの上 又は高 架の道 路の路 面下に 設ける もの	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗 じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗 じて得た額
		階数が4以上のも の		Aに0.012を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗 じて得た額		
令第7条 第12号に 掲げる器 具	原動機付自転車、二輪自動 車又は自転車の車輪止め装 置その他の駐車用器具		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.024を乗 じて得た額
令第7条 第13号に 掲げる施 設	上空、 トンネ ルの上 又は高 速自動 車国道 若しく は自動 車専用 道路 (高架 のもの に限 る。) の路面 下に設 けるも の	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗 じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗 じて得た額
		階数が4以上のも の		Aに0.012を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗 じて得た額		

令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、 トンネ ルの上 又は高 架の道 路の路 面下に 設ける もの	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗 じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗 じて得た額
		階数が4以上のも の		Aに0.012を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗 じて得た額		
令第7条 第12号に 掲げる器 具	原動機付自転車、二輪自動 車又は自転車の車輪止め装 置その他の駐車用器具		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.024を乗 じて得た額
令第7条 第13号に 掲げる施 設	上空、 トンネ ルの上 又は高 速自動 車国道 若しく は自動 車専用 道路 (高架 のもの に限 る。) の路面 下に設 けるも の	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗 じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗 じて得た額
		階数が4以上のも の		Aに0.012を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗 じて得た額		

	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額

備考

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については五割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積若しくは占有面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算し、占有物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同欄に定める金額に、各年度における占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に

	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額

備考

- 1 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については五割減とする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積若しくは占有面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算し、占有物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同欄に定める金額に、各年度における占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に

満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

全部改正〔平成10年条例29号〕、一部改正〔平成13年条例40号・16年24号・19年33号・20年74号・22年21号・25年29号・26年20号・28年26号・31年18号・令和4年 号〕

満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

全部改正〔平成10年条例29号〕、一部改正〔平成13年条例40号・16年24号・19年33号・20年74号・22年21号・25年29号・26年20号・28年26号・31年18号〕